
令和6年 第2回（定例）須 恵 町 議 会 会 議 録（第1日）

令和6年6月7日（金曜日）

議 事 日 程（第1号）

令和6年6月7日 午前10時00分開会

- 日程第 1 会期の決定について
- 日程第 2 会議録署名議員の指名について
- 日程第 3 町長諸報告
- 日程第 4 教育行政報告
- 日程第 5 議会報告
- 日程第 6 議案第21号 令和5年度須恵町一般会計補正予算（第9号）の専決処分について
- 日程第 7 議案第22号 令和5年度須恵町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）の専決処分について
- 日程第 8 議案第23号 須恵町税条例の一部を改正する条例の専決処分について
- 日程第 9 議案第24号 須恵町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分について
- 日程第10 議案第25号 須恵町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第11 議案第26号 須恵町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第12 議案第27号 須恵町子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例
- 日程第13 議案第28号 須恵町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 日程第14 議案第29号 須恵町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 日程第15 議案第30号 須恵町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第16 議案第31号 須恵町下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第17 議案第32号 須恵町教育委員会教育長の任命について
- 日程第18 議案第33号 令和6年度須恵町一般会計補正予算（第1号）
- 日程第19 議案第34号 令和6年度須恵町国民健康保険特別会計予算（第1号）
- 日程第20 報告第 2号 令和5年度須恵町一般会計繰越明許費に係る繰越計算書の報告について
- 日程第21 報告第 3号 和解及び損害賠償額を決定することの専決処分について

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会期の決定について
- 日程第 2 会議録署名議員の指名について
- 日程第 3 町長諸報告
- 日程第 4 教育行政報告
- 日程第 5 議会報告
- 日程第 6 議案第 2 1 号 令和 5 年度須恵町一般会計補正予算（第 9 号）の専決処分について
- 日程第 7 議案第 2 2 号 令和 5 年度須恵町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）の専決処分について
- 日程第 8 議案第 2 3 号 須恵町税条例の一部を改正する条例の専決処分について
- 日程第 9 議案第 2 4 号 須恵町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分について
- 日程第 1 0 議案第 2 5 号 須恵町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 1 1 議案第 2 6 号 須恵町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 1 2 議案第 2 7 号 須恵町子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例
- 日程第 1 3 議案第 2 8 号 須恵町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 日程第 1 4 議案第 2 9 号 須恵町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 日程第 1 5 議案第 3 0 号 須恵町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 1 6 議案第 3 1 号 須恵町下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 1 7 議案第 3 2 号 須恵町教育委員会教育長の任命について
- 日程第 1 8 議案第 3 3 号 令和 6 年度須恵町一般会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 1 9 議案第 3 4 号 令和 6 年度須恵町国民健康保険特別会計予算（第 1 号）
- 日程第 2 0 報告第 2 号 令和 5 年度須恵町一般会計繰越明許費に係る繰越計算書の報告について
- 日程第 2 1 報告第 3 号 和解及び損害賠償額を決定することの専決処分について

出席議員（13名）

1 番	平 山 諭	2 番	川 原 幸 治
3 番	白 水 春 夫	5 番	男 澤 一 夫
6 番	稲 永 辰 己	7 番	川 口 満 浩
8 番	百 田 輝 子	9 番	三 角 栄 重
10 番	猪 谷 繁 幸	11 番	今 村 桂 子
12 番	三 上 政 義	13 番	田 ノ 上 真
14 番	松 山 力 弥		

欠席議員（なし）

事務局出席職員職氏名

局 長	梅 野 猛	係 長	吉 開 英
-----	-------	-----	-------

説明のため出席した者の職氏名

町 長	平 松 秀 一	副 町 長	稲 永 修 司
教 育 長	猪 股 清 貴	総 務 課 長	諸 石 豊
公園緑地課長	世 利 昌 信	こども家庭課	吉 川 聡 士
地域振興課長	平 山 幸 治	都 市 整 備 課	中 牟 田 健
福 祉 課 長	安 河 内 ひ と み	住 民 課 長	百 田 敦
会 計 管 理 者	横 山 剛	学 校 教 育 課 長	吉 本 孝 治
健康増進課長	舩 本 直 明	ふるさと応援課長	船 井 弘 喜
まちづくり課長	櫻 木 美 奈 子	税 務 課 長	安 河 内 高 利
子育て支援課長	稲 岡 慎 太 郎	社 会 教 育 課 長	伊 藤 泰 彦
上下水道課事業課長	岩 崎 勝	上下水道課管理課長	権 藤 武 範
総 務 課 参 事	黒 川 忠 敬	総務課課長補佐	石 津 伸 篤
監 査 委 員	吉 松 辰 美		

午前10時00分開会

○議長（松山 力弥） おはようございます。

開会前に広報委員会より、会期中の議場内写真撮影の申出があっており、許可したいと思しますので、よろしくお願いいたします。

ただいまから、令和6年第2回須恵町議会定例会を開会します。

これより、本日の会議を開きます。

まず議会運営委員長に、運営委員会の経過報告を求めます。11番、今村桂子君。

○議会運営委員長（今村 桂子） おはようございます。令和6年第2回定例会議会運営委員会の協議結果を報告します。

5月31日午前10時から議会運営委員会を開催いたしました。

今回提出された議案は16件、町長諸報告3件、教育長の教育行政報告及び閉会中の組合議会報告1件でございます。

委員会付託につきましては、総務建設産業委員会5件、文教厚生委員会6件、予算審査特別委員会2件です。

なお、議案第32号の人事案件は、本日、提案理由の説明後、採決を行います。

ほかに陳情が1件提出されておりますが、議員への配付の取扱いとしております。

会期は、本日7日から14日までの8日間としております。

次に、日程でございますが、本日、当初本会議終了後に脱炭素推進調査特別委員会及び広報特別委員会を開催します。10日は午前10時から一般質問を行い、終了後に全員協議会を開催いたします。11日午前10時から予算審査特別委員会、終了後、各常任委員会を開催します。また、常任委員会終了後に校区活性化推進特別委員会を開催します。14日午前10時から最終本会議を開催し、終了後に広報特別委員会を開催します。

以上、議会運営委員会の報告を終わります。

日程第1. 会期の決定について

○議長（松山 力弥） 日程第1、会期の決定についてを議題とします。

第2回定例会の会期を本日から6月14日までの8日間とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、第2回定例会の会期を本日から6月14日までの8日間と決定しました。

日程第2. 会議録署名議員の指名について

○議長（松山 力弥） 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第117条の規定により、8番議員、9番議員を指名します。

日程第3. 町長諸報告

○議長（松山 力弥） 日程第3、町長の諸報告を求めます。平松町長。

○町長（平松 秀一） 改めまして、おはようございます。6月定例議会を招集しましたところ、議員各位全員参加で開催できますこと、感謝と御礼申し上げます。

それでは、諸般の報告を3件させていただきます。

避難所となる学校体育館の空調設備の整備について

まず初めに、避難所となる学校体育館の空調設備の整備についてでございます。

今年1月に発生した能登半島地震では、多くの住民が避難所となった学校の体育館で避難生活を余儀なくされました。本町においても大規模災害が発生した際には、同様の状況が想定されるため、避難所として対応できる学校体育館の環境整備が急務であると考えております。

特に猛暑の時期には、乳幼児や高齢者など体力に不安がある方々が避難することから、空調設備の整備が非常に重要となってまいります。

また、避難所対策に加え、小中学校の学校運営における熱中症対策としても効果的でございます。

昨年12月の定例議会の一般質問において御指摘いただいたとおり、近年の猛暑では学校活動に制限が生じております。

空調を設置することで、気温に左右されることが減少し、計画的に進めることが可能となると考えております。

これらの課題を解決するため、まずは町の中心部にあります須恵中学校の体育館に空調を設置したいと考えております。

計画している空調は、災害発生時に予想される停電対策として、動力をガス方式で設計いたします。そのため、停電時でも空調は稼働し、さらに自家発電により余剰電力をほかに活用することも可能となっております。

今回の補正予算におきまして、設計業務委託費を計上いたしておりますので、審議のほどよろしく願いいたします。

「デフレ完全脱却のための総合経済対策」に伴う定額減税補足給付金について

次に、「デフレ完全脱却のための総合経済対策」に伴う定額減税補足給付金についてでございます。

本給付金は、昨年11月に閣議決定された「デフレ完全脱却のための総合経済対策」を踏まえ、

定額減税の実施と併せて、定額減税を補足する給付を実施するものです。

定額減税につきましては、本年6月から納税者及び配偶者を含む扶養親族1人当たり、所得税3万円、住民税所得割1万円の減税が行われているところでございますが、この定額減税の可能額が令和6年推計所得税額または令和6年個人住民税所得割額を上回る者に対し、当該上回る額の合算額を基礎として、1万円単位で切り上げて算定して額を給付するものです。この費用につきましては全額国庫担金となっております。

給付に当たりましては速やかに準備を進めてまいりたいと思いますので、協力方よろしく願いいたします。

インドネシア共和国ガルト県との人材交流に関する協力覚書の締結について

最後に、インドネシア共和国ガルト県との人材交流に関する協力覚書の締結についてでございます。

令和6年4月22日、インドネシア共和国のガルト県と人材交流に関する協力について、覚書の締結をいたしました。

覚書では、就労支援のほか、経済や文化などの交流も含んでいます。

ガルト県は、インドネシアの西ジャワに位置し、北部は山と緑に恵まれ、南部はインド洋に面した人口260万人以上が暮らす県です。

ガルト県では、地元の学校を卒業しても就職先がなく、年間6万人の若い労働力が余っている状況でございます。

日本国内では、様々な業種において人材不足が深刻化してきており、人材を確保するため、一定の専門性・技能を有し、即戦力となる外国人材の労働者として受け入れる制度が始まってまいりました。

須恵町におきましても、町内企業や医療機関等、事業を継続するには外国人材に頼らざるを得ない状況で、その数も年々増加してきております。

町といたしましては、ガルト県との協力関係により、企業や医療関係機関が抱える人材不足の解消に向け布石を打つことで、事業の継続、新たな企業進出につなげ、地域経済の活性化、医療体制の維持を推進してまいりたいと考えております。

今後も、町が取り組む企業支援の一つとして、外国人材受入支援を行ってまいりますので、どうか御理解と御支援賜りますようよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（松山 力弥） これより町長の諸報告に対する質疑に入りますが、議案に関する事項につきましては、提案のときに併せて質疑をお願いします。

町長の諸報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。――質疑なしと認めます。

日程第4. 教育行政報告

○議長（松山 力弥） 日程第4、教育長の教育行政報告を求めます。猪股教育長。

○教育長（猪股 清貴） 議員の皆様、おはようございます。どうぞよろしくお願いいたします。

昨年5月の新型コロナウイルス感染症の対応が5類に引き下げられ1年が経過いたしました。ただこの中で経験した知見を生かし、コロナの前にそのまま戻すのではなく、新たな取組として諸行事等を再開しております。

先日も小中学校の運動会、体育会を実施いたしましたが、5月とは思えないような炎天下での実施となりました。連休明けからの短い練習期間、子どもたちの暑熱順化期間等も考慮し、参観者の制限を設けず、午前中開催という新しい形の運動会、体育会の在り方が定着してきたように思います。議員の皆様におかれましては、子どもたちが生き生きと競技に取り組む姿を見ていただけたのではないかと思います。御参加ありがとうございました。

それでは、令和6年度の教育施策に基づいて教育行政報告を申し上げます。

昨年度策定いたしました第3期須恵町教育振興計画に基づいて、本年度も教育委員会施策を策定いたしました。

今年度のキーワードを「見届ける」とし、各種施策の結果を確実に見届けていくことを目標に取り組んでまいります。

まずは、学校教育課関係の重点施策から4点報告いたします。

1点目は、ゼロ歳から15歳までをつなぐ一貫した教育の充実についてです。

心の教育を軸に、子どもを中心に据え、保護者と学校のキャッチボールを積み重ねていく「成長のあしあと」の取組も開始から15年が経過いたしました。

また、論語の素読も保育所、幼稚園から小中学校までのカリキュラムが完成しつつあります。

本年度は再度原点に戻り、須恵町の教職員への取組の趣旨を徹底させるために、8月に実施いたしますいきいきネット須恵全員研修会にて、保育所、幼稚園の実践報告も含め、学校現場での取組の共有化を図ってまいります。

2点目は、学期制の検討についてです。

須恵町では、完全学校週5日制実施の中で授業時数の確保と授業改善を目途として平成16年度から2学期制を導入しています。導入から20年が経過し、社会の状況も大きく変化してまいりました。

現状を踏まえ、昨年9月の教育委員会で検討を始めることを確認し、12月の教育総合会議で了承していただき、校長会を母体とする検討委員会に諮問いたしました。検討委員会では、昨年、小中学校の全保護者と全教職員を対象に学期制についてのアンケートを取りました。すると、答

申の11ページにありますように、2学期制を積極的に望んである保護者は2割強に過ぎないことが明らかになりました。コメントによる回答も載せておりますので、後で御覧になっておいてください。答申の概要は9ページにあるとおりです。

この結果を受け、教育委員会では令和7年度から「新たな3学期制」への移行に向けて準備を進めてまいります。

3点目は、学校評議員制度から学校運営協議会制度への移行です。

本町では、平成12年に学校教育法施行規則に定められた学校評議員制度を取っております。これは、委員が校長の求めに応じ個人としての意見を述べる機関で、あくまでも校長の諮問機関という位置づけになっております。

この後、平成27年度に地方教育行政の組織及び運営に関する法律に「学校運営協議会制度」が定められました。この組織は、学校の経営方針について協議、承認し、連携協力していく組織であり、委員は学校運営に対する事項に対して団体の代表として意見を述べることができます。

本町が行っているのは、まさに学校運営協議会制度と同じであり、そうであれば、組織を整理する必要があります。

そこで、これも総合教育会議において方向性を確認していただき、令和7年度から学校運営協議会制度に移行できるよう準備を進めてまいります。

4点目は、特別支援教育の充実についてです。

特別支援教育を必要とされる児童生徒は年々増加しております。現在、小学校3校に36学級、中学校2校に15学級設置しております。また、通級指導教室は小学校6学級、中学校3学級設置しております。つまり、特別支援教育を専門に携わっている教員が全部で60名いらっしゃるということになります。当然、この先生方は専門の教育を受けてこられた方ばかりではありません。

そこで、昨年度は週に1日特別支援教育を専門に実践してこられた元県立特別支援学校の校長を指導主事として迎え、先生方の指導力向上に努めてまいりましたが、本年度からは勤務日を週4日に増やし、日常的に支援を行っております。

次に、社会教育課関係について2点報告いたします。

1点目は、社会教育活動の充実についてです。

社会教育委員会では、「見届ける」というテーマの下、主な社会教育活動に対して、参加者及び運営者に対しアンケート調査を実施し、社会教育行事の検証を行っております。結果については、現在、提言書にまとめる段階に入っております。

また、生活規範指導員制度につきましても、事業開始から15年が経過し、さらなる活動の充実を図るため建議書が提出され、教育委員会で内容の検討を始めたところでございます。

そのほか、生涯学習講座「まなびっく」のさらなる充実、そして、「ながらオアシス」「ありがとう運動」「青パトに手を振って」の3つの活動が定着してまいりましたオアシス運動のさらなる啓発を行ってまいります。

2点目は、部活動の地域移行についてです。

令和4年度に検討会を立ち上げ、基本方針であります3つの柱、つまり、1つ、子どもたちに多様な選択肢を提供する、2つ、学校と地域が協働で子どもの育成に関わる、3つ、持続可能な制度を構築するという方針に基づいて、それぞれゴール像を共有化し、本年度はいよいよ9月以降、実施できる部活動から休日の地域移行を実施してまいります。経費の問題や人材確保の問題等、課題は多くありますが、令和8年度の休日完全移行に向けて着々と準備を進めてまいります。

最後に、子育て支援課関係から2点報告いたします。

1点目は、須恵みなみ幼稚園の開園に伴う待機児童の解消です。

おかげさまで、予定どおり10月に保育部門を加えた「須恵みなみ幼稚園」を開園することができます。これまでの定員120名から倍の224名に増員することで、待機児童の解消を目指します。

なお、開園式を9月24日に予定しております。詳細が決まり次第、御案内申し上げますので、御参加くださいますようよろしくお願いいたします。

建設工事については、おかげさまで順調に進んでおります。3月に御覧いただいたとおり、園舎の建設が完了し、現在、園庭・外構の整備に取りかかっているところでございます。

園児たちは4月より新園舎にて活動しており、6月22日には遊戯室にて運動会を開催する予定です。

2点目は、放課後児童クラブにおける保護者満足度の把握です。

教育委員会の目標でもあります「見届ける」という観点から、業者委託をしております放課後児童クラブにおきましても、保護者のニーズを把握し、運営会社、保護者等と連絡調整を行い、より満足度の高い放課後クラブの運営を図ってまいります。

また、子育て支援課では、現在、本年度の策定を目指し、第3期須恵町子ども・子育て支援事業計画を策定しております。

なお、令和5年度の須恵町教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び報告についても、教育大学の川島教授の意見を添えてSideBooksに上げておりますので、後ほど御覧ください。

最後になりますが、先日、脳科学者の茂木健一郎氏の講演を聞く機会がありました。講演のテーマは、「人工知能時代に子どもたちが身につけるべき人間力、脳力」でありました。そこで話をされたのは、「子どもたちに必要な能力は一つだけだ」と、それは、「多種多様な選択肢が

ある中で、最善解を自ら判断し選び取っていく力です」と、そう断言されました。また、「人工知能は答えは出すけれども、自ら問いを発することはできない、問いを発することができるのは人間だけだ」ともおっしゃっていました。改めて、不易の部分である心の教育の大切さに気づかされました。

今後も、「感動・感謝・共感する心の教育」を教育施策の柱に据え、取り組んでまいります。議員各位におかれましては、須恵町教育行政に対する一層の御理解と御支援を重ねてお願いいたしまして、教育委員会の行政報告を終わります。御清聴ありがとうございました。

○議長（松山 力弥） これより教育長の教育行政報告に対する質疑に入ります。質疑はありますか。——質疑なしと認めます。

日程第 5. 議会報告

○議長（松山 力弥） 日程第 5、これより議会報告に入ります。

閉会中に、粕屋南部消防組合議会が開催されておりますので、組合議員の報告を求めます。
6 番、稲永辰己君。

○議員（6 番 稲永 辰己） 改めまして、おはようございます。令和 6 年 5 月 13 日月曜日に行われました令和 6 年第 2 回粕屋南部消防組合議会臨時会について御報告いたします。

議事日程については、お手元の資料のとおりでございます。

日程第 6、議案第 8 号粕屋南部消防組合監査委員条例及び昭和天皇の崩御に伴う職員の懲戒免除及び職員の賠償責任に基づく債務の免除に関する条例の一部を改正する条例の制定については、地方自治法の一部を改正する法律の改正により令和 6 年度から指定公金事務取扱者制度が新設されたことに伴い、所要の改正を行うもので、全員賛成で可決しました。

日程第 7、議案第 9 号粕屋南部消防組合職員定数条例の一部を改正する条例の制定については、粕屋南部消防組合第 6 次消防力整備計画に基づき、消防力の充実・強化を図ることを目的に段階的な定年の引上げが一時的に行われ、特例的に定数の上限を引き上げる附則を条例にて制定するもので、全員賛成で可決しました。

日程第 8、議案第 10 号粕屋南部消防組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の制定については、地方公務員法第 58 条の 2 に基づき、人事行政の運営等の状況の公表に関するものを条例にて制定するもので、全員賛成で可決しました。

日程第 9、議案第 11 号粕屋南部消防組合職員の退職管理に関する条例の制定については、地方公務員法第 38 条の 2 第 8 項及び第 36 条の 6 の規定に基づき、営利企業等に再就職した元職員に対する現職員への働きかけの規制に関する事項を条例にて制定するもので、全員賛成で可決しました。

日程第10、議案第12号財産の取得（高規格緊急自動車）については、粕屋南部消防組合第6次消防力整備計画に基づき、令和6年度事業として、高規格緊急自動車の整備を図るものです。

1. 契約の目的、高規格緊急自動車購入、2. 契約の方法、指名競争入札、3. 契約金額、3,494万7,000円、4. 契約の相手方、福岡市博多区浦田2丁目1番8号、株式会社消防防災代表取締役成良仁志としており、全員賛成で可決しました。

日程第11、議案第13号財産の取得（35メートル級先端屈折式はしご付消防自動車）については、粕屋南部消防組合第6次消防力整備計画に基づき、令和6年度事業として、35メートル級先端屈折式はしご付消防自動車の整備を図るものです。

1. 契約の目的、35メートル級先端屈折式はしご付消防自動車購入、2. 契約の方法、随意契約、3. 契約の金額、2億2,770万円、4. 契約の相手方、糟屋郡粕屋町大字柚須132の1、株式会社モリタ福岡支店代表取締役松岡孝治としており、全員賛成で可決しました。

日程第12、報告第1号専決処分の報告（専決第1号）については、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分をしたもので、家屋の屋根及び雨どいの破損により損害賠償額10万4,830円を支払った旨、報告がありました。詳細は記載のとおりとなっています。

日程第13、報告第2号専決処分の報告（専決第2号）については、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分をしたもので、ブロック塀の破損により損害賠償額7万5,350円を支払った旨、報告がありました。詳細は記載のとおりとなっています。

日程第14、報告第3号専決処分の報告（専決第3号）については、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分をしたもので、自転車の破損により損害賠償額5,792円支払った旨、報告がありました。詳細は記載のとおりとなっています。

なお、全ての損害賠償額については、全額損害賠償保険にて支払われるものとなっております。詳細につきましては、議員控室に資料を置いておりますので、御参照いただきますようよろしくお願いいたします。

以上をもちまして、令和6年第2回（5月）粕屋南部消防組合議会臨時会についての報告を終わります。

○議長（松山 力弥） そのほか、閉会中の活動につきましては、事前に資料を載せておりますので、報告を省略します。

議会報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。——質疑なしと認めます。

これより議事に入りますが、議案第32号の人事案件については、議会運営委員会の報告にありましたように、提案理由の説明後、本日採決を行いたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、本日採決することに決定しました。

日程第6．議案第21号

○議長（松山 力弥） 日程第6、議案第21号令和5年度須恵町一般会計補正予算（第9号）の専決処分についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。諸石総務課長。

○総務課長（諸石 豊） おはようございます。それでは、議案書は1ページをお願いいたします。

議案第21号令和5年度須恵町一般会計補正予算（第9号）の専決処分についてでございます。

令和5年度予算につきましては、さきの3月議会に補正予算（第8号）を提出し、議決を頂いたところでございますが、その後、予算の補正が必要となり、去る3月31日付で地方自治法第179条第1項の規定により別冊のとおり専決処分しましたので、同条第3項の規定により本議会に報告し、承認を求めるものでございます。

内容につきましては、令和5年度歳入歳出補正予算書で説明をいたします。補正予算書の1ページをお願いいたします。

令和5年度須恵町の一般会計補正予算（第9号）は次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正第1条、歳入歳出予算の総額からそれぞれ782万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ120億6,954万3,000円とするものです。第2項で、款項の区分及び金額は次のページの第1表歳入歳出予算補正によるとしています。

2ページをお願いいたします。

まず、歳入からでございます。2款地方譲与税から11款交通安全対策特別交付金までは、3月末の交付決定額に合わせましてそれぞれ増額及び減額補正をしております。17款寄附金、篤志寄附金で368万円の増額補正です。18款繰入金は、財政調整基金繰入金1,575万9,000円の減額補正です。22款自動車取得税交付金は63万4,000円の増額補正です。

4ページをお願いします。

歳出です。2款1項総務管理費108万円の増額補正は、基金管理事務の増額補正です。3款1項社会福祉費854万円の減額補正は、国民健康保険特別会計の決算見込みによります繰出金の減額補正でございます。4款3項上水道費4,000円の増額補正は、基金管理事務の増額補正です。13款1項予備費37万3,000円の減額補正は、収支調整による減額でございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（松山 力弥） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。——質疑なしと認めます。

よって、議案第21号を議長を除く12人で構成する予算審査特別委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、議案第21号を予算審査特別委員会に付託します。

なお、予算審査特別委員会の正副委員長については、調整ができておりますので御報告します。委員長に田ノ上真君、副委員長に今村桂子君であります。

日程第7. 議案第22号

○議長（松山 力弥） 日程第7、議案第22号令和5年度須恵町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）の専決処分についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。百田住民課長。

○住民課長（百田 敦） おはようございます。

議案第22号令和5年度須恵町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）の専決処分についてでございます。

この予算につきましては、3月議会に補正予算（第2号）を提出いたしまして、議決を頂いたところですが、その後、予算の補正が必要となりましたので、地方自治法第179条第1項の規定により、令和6年3月31日付で専決処分をさせていただきましたので、ここに報告し、承認を求めるものでございます。

内容につきましては、別冊の令和5年度歳入歳出補正予算書で説明いたします。補正予算書の1ページをお願いいたします。

令和5年度須恵町の国民健康保険特別会計補正予算（第3号）は次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正第1条、歳入歳出予算の総額からそれぞれ1億6,917万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ28億4,818万7,000円とするものです。第2項で款項の区分及び金額は、次のページの第1表歳入歳出予算補正によるとしています。

次の2ページをお願いいたします。

歳入でございます。保険税の収納見込みや国県の補助金等の決定等、決算見込みに近い形での増減補正を計上しております。主なものを申し上げます。

1款1項国民健康保険税は、一般被保険者国民健康保険税及び退職被保険者等国民健康保険税の決算見込みから302万3,000円の減額補正を行っております。

4款県支出金は、普通交付金、特別交付金が年度末に確定しましたので、それぞれ所要の減額を行い、全体で1億5,789万7,000円の減額補正です。

5 款繰入金につきましては、国民健康保険税及び国庫支出金等の補正等、次に説明いたします歳出予算補正によりまして 8 5 4 万円の減額補正となっております。

7 款諸収入につきましては、決算見込みによるもので 1 5 万 6, 0 0 0 円の増額補正としております。

次に 3 ページ、歳出でございます。各費目とも決算見込みにより減額補正を行っております。主なものを申し上げます。

1 款総務費は、1 項総務管理費から 3 項運営協議会費まで、それぞれの決算見込みによる不用額 7 9 万 9, 0 0 0 円の減額補正を行っております。

2 款保険給付費につきましては、1 項療養諸費から 5 項葬祭諸費までをそれぞれの決算見込みによる不用額 1 億 6, 0 4 0 万 8, 0 0 0 円の減額補正、6 款保険事業費につきましても、不用額 5 5 3 万 9, 0 0 0 円の減額補正、8 款諸支出金につきましても、同じく不用額 1 0 3 万 9, 0 0 0 円の減額補正を行っております。

以上報告しまして、承認を求めるものでございます。よろしくお願いいたします。

○議長（松山 力弥） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。——質疑なしと認めます。

よって、議案第 2 2 号を文教厚生委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、議案第 2 2 号を文教厚生委員会に付託します。

日程第 8. 議案第 2 3 号

○議長（松山 力弥） 日程第 8、議案第 2 3 号須恵町税条例の一部を改正する条例の専決処分についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。安河内税務課長。

○税務課長（安河内高利） おはようございます。税務課の安河内です。今回が初めての説明となります。どうぞよろしくお願いいたします。それでは、議案書の 1 ページをお願いします。

議案第 2 3 号須恵町税条例の一部を改正する条例の専決処分についてでございます。

提案理由です。地方税法等の一部を改正する法律が令和 6 年 3 月 3 0 日に交付され、令和 6 年 4 月 1 日等から施行されたことに伴い、当該条例の一部を改正する必要が生じ、専決処分をしたので議会の承認を求めるものでございます。

主な改正点について説明いたします。住民税関連では、デフレ脱却のための一時的な措置として、6 月から行われる定額減税として令和 6 年度分個人住民税所得割合から納税者及び配偶者を

含めた扶養家族1人につき1万円の特別税額控除を実施する改正を行うとともに、徴収方法の規定の整備を行っています。また、公益信託制度改革により、公益信託の信託財産とするために支出した信託事務に関わる寄附金を寄附金税額控除の対象とする措置や、本年1月に発生した能登半島地震災害に関わる雑損控除を本来の適用年度である令和7年度分の個人住民税ではなく、令和6年度分に適用できるようにする特例措置を新設する改正等となります。

固定資産税関連では、令和6年度評価替えに伴い、土地の負担調整措置等について負担水準の均衡を図る措置を3年間延長することや、新築家屋の減額措置に関わる認定長期有料住宅特例について、マンション管理組合の管理者等から必要種類の提出がある場合は、区分所有者からの申告書の提出がなくても減額措置の適用を受けることができるとする改正等となります。

また、住民税、固定資産税の減免措置について、減免事由に該当することが明らかであり、かつ減免する必要があると町長が認める場合には、申請書の提出がなくても職権による減免を可能とする規定をそれぞれ追加しています。

その他、地方税法等の改正に伴い、各条文の文言の整理、条、項ずれ等の整理を行っています。

附則において、この条例は令和6年4月1日から施行されるものから段階的に施行されるもの、町民税、固定資産税に関しての経過措置を定めています。

以上報告いたしまして、承認を求めるものでございます。御審議方よろしく願いいたします。

○議長（松山 力弥） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。——質疑なしと認めます。

よって、議案第23号を総務建設産業委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、議案第23号を総務建設産業委員会に付託します。

日程第9. 議案第24号

○議長（松山 力弥） 日程第9、議案第24号須恵町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。百田住民課長。

○住民課長（百田 敦） 議案書の1ページをお願いいたします。

議案第24号須恵町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分についてでございます。

提案理由です。地方税法施行令の一部を改正する政令が令和6年3月30日に公布され、令和6年4月1日等から施行されたことに伴い、当該条例の一部を改正する必要が生じ、専決処分を

したので、議会の承認を求めるものでございます。

内容は新旧対照表で説明いたします。３ページをお願いいたします。

第３条の課税額でございます。第３項、後期高齢者支援金等課税額の限度額を２２万円から２４万円に改正するとしております。これに伴いまして、国民健康保険税の課税限度額が１０４万円から１０６万円に、２万円引き上げられることとなります。第２５条、国民健康保険税の減額におきましても、同様の改正を行っております。

それから、低所得世帯への軽減判定所得基準の引き上げでございます。第２号、４ページをお願いいたします。

５割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定式において、被保険者等の数に乘ずる金額を２９万円から２９万５,０００円に引き上げるものとしており、第３号では２割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定式において、被保険者等の数に乘ずる金額を５３万５,０００円から５４万５,０００円に引き上げる改正を行っております。

附則でございます。第１項で施行期日を、この条例は令和６年４月１日から施行するとし、第２項で、この条例による改正後の須恵町国民健康保険税条例の規定は、令和６年度以降の年度分の国民健康保険税について適用し、令和５年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例によるとしております。

以上報告しまして、承認を求めるものでございます。よろしくをお願いいたします。

○議長（松山 力弥） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。——質疑なしと認めます。

よって、議案第２４号を文教厚生委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、議案第２４号を文教厚生委員会に付託します。

日程第１０．議案第２５号

○議長（松山 力弥） 日程第１０、議案第２５号須恵町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。諸石総務課長。

○総務課長（諸石 豊） 議案第２５号須恵町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

須恵町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について、別紙のとおり提出するものでございます。

今回の改正は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律が令和５年６月９日に公布され、令和６年５月２７日等から施行されたことに伴い、当該条例の上位法の条ずれに伴う引用箇所の改正、文言の修正、用語の追加を行っております。

附則で、この条例は公布の日から施行するとしております。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（松山 力弥） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。——質疑なしと認めます。

よって、議案第２５号を総務建設産業委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、議案第２５号を総務建設産業委員会に付託します。

日程第１１．議案第２６号

○議長（松山 力弥） 日程第１１、議案第２６号須恵町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。諸石総務課長。

○総務課長（諸石 豊） 議案第２６号須恵町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

須恵町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例について、別紙のとおり提出するものでございます。

今回の改正は、地方自治法の一部を改正する法律が令和５年５月８日に公布され、令和６年４月１日等から施行されたことに伴い、引用する上位法である地方自治法及び地方自治法施行令の条ずれにより、普通地方公共団体の長等の損害賠償責任の一部免責に関する規定及び職員の賠償責任に関する規定、普通地方公共団体の長等の損害賠償責任の一部免責の基準等に関する規定の引用条項を改正するものでございます。

附則で、この条例は公布の日から施行するとしております。

以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（松山 力弥） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はあ

りませんか。——質疑なしと認めます。

よって、議案第２６号を総務建設産業委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、議案第２６号を総務建設産業委員会に付託します。

日程第１２．議案第２７号

○議長（松山 力弥） 日程第１２、議案第２７号須恵町子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。稲岡子育て支援課長。

○子育て支援課長（稲岡慎太郎） おはようございます。議案第２７号の１ページをお願いいたします。

須恵町子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例についてでございます。

この条例について、別紙のとおり提案するものでございます。

提案理由といたしまして、こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律が令和４年６月２２日に公布され、令和５年４月１日から施行されたことに伴い、当該条例の一部を改正する必要性が生じたので提案するものでございます。

２ページをお願いいたします。

今回の改正につきましては、こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備により、引用する法律の条ずれが出たことにより、改正を行うものでございます。

附則で、この条例は公布の日から施行するとしております。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（松山 力弥） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。——質疑なしと認めます。

よって、議案第２７号を文教厚生委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、議案第２７号を文教厚生委員会に付託します。

日程第１３．議案第２８号

○議長（松山 力弥） 日程第１３、議案第２８号須恵町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。稲岡子育て支援課長。

○子育て支援課長（稲岡慎太郎） 議案第28号の1ページをお願いいたします。

須恵町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてでございます。

この条例について、別紙のとおり提案するものでございます。

提案理由といたしまして、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部改正が令和5年4月1日から施行されたことに伴い、当該条例の一部を改正する必要性が生じたので提案するものでございます。

2ページをお願いいたします。

今回の改正につきましては、学童の設備や運営に関する安全計画の策定、自動車を運行する場合の児童の所在確認、業務継続計画の策定、職員に対して感染症及び食中毒の予防、蔓延防止のための研修や訓練を定期的実施するよう努めることなど、児童の安全確保に関する事項を加える改正を行うものでございます。

3ページをお願いいたします。

附則で、この条例は公布の日から施行するとしております。

以上、よろしくをお願いいたします。

○議長（松山 力弥） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。――質疑なしと認めます。

よって、議案第28号を文教厚生委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、議案第28号を文教厚生委員会に付託します。

日程第14. 議案第29号

○議長（松山 力弥） 日程第14、議案第29号須恵町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。稲岡子育て支援課長。

○子育て支援課長（稲岡慎太郎） 議案第29号の1ページをお願いいたします。

須恵町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてでございます。

この条例について、別紙のとおり提案するものでございます。

提案理由といたしまして、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準及び家庭的保育事業等の

設備及び運営に関する基準の一部を改正する内閣府令が令和6年3月13日に公布され、令和6年4月1日から施行されたことに伴い、当該条例の一部を改正する必要性が生じたので提案するものでございます。

2ページをお願いいたします。

今回の改正につきましては、家庭的保育施設等における3歳児及び4、5歳児の職員配置基準の改正を行うものでございます。

附則で、この条例は公布の日から施行するとしております。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（松山 力弥） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。——質疑なしと認めます。

よって、議案第29号を文教厚生委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、議案第29号を文教厚生委員会に付託します。

日程第15. 議案第30号

○議長（松山 力弥） 日程第15、議案第30号須恵町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。岩崎上下水道課事業担当課長。

○上下水道課事業担当課長（岩崎 勝） 議案書の1ページをお願いいたします。

議案第30号須恵町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

この条例について、別紙のとおり提出するものです。

提案理由は、水道法第10条の規定により給水規模を変更したこと及び地方自治法の一部を改正する法律が令和5年5月8日に公布され、令和6年4月1日等から施行されたことに伴い、当該条例の一部を改正する必要性が生じたので提案するものです。

改正の内容としまして、第2条関係は、行政人口の増加に伴い、給水人口及び一日最大給水量の計画値を変更するため、事業認可の見直しを行っております。これに伴いまして、給水区域の名称変更、給水人口及び一日最大給水量の規定値を改正するものです。第5条は、地方自治法の改正により、職員の賠償責任を引用しております条文が繰り下がり、条ずれが生じたため所要の改正を行うものです。

附則です。この条例は公布の日から施行するとしております。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（松山 力弥） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。——質疑なしと認めます。

よって、議案第30号を総務建設産業委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、議案第30号を総務建設産業委員会に付託します。

日程第16. 議案第31号

○議長（松山 力弥） 日程第16、議案第31号須恵町下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

議案理由の説明を求めます。岩崎上下水道課事業担当課長。

○上下水道課事業担当課長（岩崎 勝） 議案書の1ページをお願いいたします。

議案第31号須恵町下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

この条例について、別紙のとおり提出するものです。

提案理由は、地方自治法の一部を改正する法律が令和5年5月8日に交付され、令和6年4月1日等から施行されたことに伴い、当該条例の一部を改正する必要があるため提案するものです。

改正の内容は、地方自治法の改正により、職員の賠償責任を引用しております条文が繰り下がり、条ずれが生じたため所要の改正を行うものです。

附則です。この条例は公布の日から施行するとしております。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（松山 力弥） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。——質疑なしと認めます。

よって、議案第31号を総務建設産業委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、議案第31号を総務建設産業委員会に付託します。

ここで休憩をいたします。再開を11時10分といたします。休憩に入ります。

午前10時59分休憩

午前11時09分再開

○議長（松山 力弥） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第 17. 議案第 32号

○議長（松山 力弥） 日程第 17、議案第 32号須恵町教育委員会教育長の任命についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。平松町長。

○町長（平松 秀一） 議案第 32号須恵町教育委員会教育長の任命について。

須恵町教育委員会教育長に下記の者を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 4 条第 1 項の規定により、本議会の同意を求めるものであります。

住所、福岡市東区馬出 5 丁目 36 番 17 号、猪股清貴、生年月日、昭和 36 年 4 月 20 日、63 歳、任期、令和 6 年 7 月 1 日から令和 9 年 6 月 30 日まででございます。

提案理由といたしましては、現任の猪股教育長が令和 6 年 6 月 30 日をもって満了となるため、その後任として再任を求めるものでございます。

経歴については裏面につけておりますので、御参照ください。よろしくお願いいたします。

○議長（松山 力弥） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。——質疑なしと認めます。

お諮りします。本案は人事案件でありますので、討論を省略し、採決に入りたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。

討論を省略し、これより採決に入ります。本案に御賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（松山 力弥） 起立全員であります。よって、議案第 32号須恵町教育委員会教育長の任命については、同意することに決定しました。

ただいま須恵町教育委員会教育長に任命されました猪股教育長より、挨拶の申出がっておりますので、許可したいと思います。猪股教育長。

○教育長（猪股 清貴） どうも御承認いただきありがとうございます。今後とも、ふるさと須恵を誇りに思う子どもたちの育成のために、微力ながら全力を尽くしてまいりたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

日程第 18. 議案第 33号

○議長（松山 力弥） 日程第18、議案第33号令和6年度須恵町一般会計補正予算（第1号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。諸石総務課長。

○総務課長（諸石 豊） 議案書の1ページをお願いします。

議案第33号令和6年度須恵町一般会計補正予算（第1号）についてでございます。地方自治法第218条第1項の規定により、一般会計補正予算を別冊のとおり提出するので本議会の議決を求めるものでございます。

それでは、予算書の1ページをお願いいたします。

令和6年度須恵町の一般会計補正予算（第1号）は次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正第1条、歳入歳出予算の総額にそれぞれ4億2,052万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ133億2,052万9,000円とする。

第2項で、款項の区分及び金額は、次のページの第1表歳入歳出予算補正による。

地方債の補正、第2条地方債の追加、変更は第2表地方債補正による。

債務負担行為の補正、第3条債務負担行為の追加は第3表債務負担行為補正によるとしています。

補正予算書の2ページをお願いいたします。

まず、歳入からです。14款2項国庫補助金は、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金及び児童手当制度改正実施円滑化事業費国庫補助金で3億4,534万7,000円の増額補正。

15款2項県補助金は、学校学習指導員等配置事業県補助金で121万4,000円の増額補正。

15款3項委託金は、統計調査事務委託金で1万4,000円の増額補正。

16款2項財産売払収入は、不動産売払収入及び物品売払収入で3,493万1,000円の増額補正です。

17款1項寄附金は、まち・ひと・しごと創生推進寄附金で500万円の増額補正。

18款1項繰入金は、財政調整基金繰入金で617万7,000円の減額補正です。

21款1項町債は、緊急防災・減災事業債及び須恵中学校体育館長寿命化事業債で4,020万円の増額補正です。

次に3ページ、歳出の主なものでございます。

2款1項総務管理費は、基金管理事務で3,346万7,000円の増額補正。

2款2項徴税費は、定額減税補足給付金事業で2億347万7,000円の増額補正。

3款1項社会福祉費は、主に低所得世帯支援給付金事業で1億232万円の増額補正。

3款2項児童福祉費は、児童手当支給事務及び低所得世帯子ども加算給付金事業1,686万

1,000円の増額補正。

10款2項小学校費1,970万1,000円の増額は、主に各小学校の給食事業で給食費物価高騰等対策補助金を増額補正しております。

10款3項中学校費では、中学校維持管理事業で体育館長寿命化及び空調整備の設計業務委託料を増額補正しております。

4ページをお願いします。

第2表地方債補正で、須恵中学校体育館長寿命化事業債の追加が1件、緊急防災・減債事業債の限度額の変更が1件ございます。

5ページをお願いします。

第3表債務負担行為補正で、須恵町外二ヶ町清掃施設組合負担金及び粕屋南部消防本部組合負担金の追加2件がございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（松山 力弥） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。——質疑なしと認めます。

よって、議案第33号を予算審査特別委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、議案第33号を予算審査特別委員会に付託します。

日程第19. 議案第34号

○議長（松山 力弥） 日程第19、議案第34号令和6年度須恵町国民健康保険特別会計予算（第1号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。百田住民課長。

○住民課長（百田 敦） 議案書の1ページをお願いいたします。

議案第34号令和6年度須恵町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてでございます。

地方自治法第218条第1項の規定により、別冊のとおり提出し、本議会の議決を求めるものです。

内容につきましては、別冊の令和6年度歳入歳出補正予算書で説明いたします。

補正予算書の1ページをお願いいたします。

令和6年度須恵町の国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正第1条、歳入歳出予算の総額にそれぞれ774万8,000円を追加し、歳入

歳出予算の総額を29億8,174万8,000円とするものです。第2項で款項の区分及び金額は、第1表歳入歳出予算補正によるとしています。

2ページをお願いいたします。歳入でございます。

3款1項国庫支出金769万8,000円の増額は、マイナンバー法の改正に伴います歳出の役務費及び委託料に伴います社会保障・税番号制度システム整備費国庫補助金でございます。

5款1項他会計繰入金5万円の増額補正は、歳出1款の増額に伴う給与費等繰入金の増額です。続きまして3ページ、歳出でございます。

1款1項総務管理費774万8,000円の増額補正は、マイナンバー法の改正に伴います役務費、通信運搬費及び委託料のシステム改修費の増額でございます。

以上でございます。御審議方よろしくをお願いいたします。

○議長（松山 力弥） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。——質疑なしと認めます。

よって、議案第34号を文教厚生委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、議案第34号を文教厚生委員会に付託します。

日程第20．報告第2号

○議長（松山 力弥） 日程第20、報告第2号令和5年度須恵町一般会計繰越明許費に係る繰越計算書の報告についてを議題とします。

報告を求めます。諸石総務課長。

○総務課長（諸石 豊） 議案書は1ページお願いします。

報告第2号令和5年度須恵町一般会計繰越明許費に係る繰越計算書の報告についてでございます。

地方自治法施行令第146条第2項の規定により、別紙のとおり本議会に報告するものでございます。

次のページをお願いします。

令和5年度当初予算及び補正予算で承認いただいているものでございます。

2款3項戸籍住民基本台帳費、戸籍システム改修委託、翌年度繰越額429万円、財源として、社会保障・税番号制度システム整備費国庫補助金429万円。住民基本台帳システム改修委託、翌年度繰越額680万4,000円、財源として、社会保障・税番号制度システム整備費国庫補助金680万4,000円。

3 款 1 項社会福祉費、低所得世帯支援給付金事業、翌年度繰越額 3,943 万 6,327 円、財源として、国県支出金の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金 3,943 万 6,327 円。住民税均等割のみ課税世帯支援給付金事業、翌年度繰越額 6,340 万 9,635 円、財源として、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金 6,340 万 9,635 円。

2 項児童福祉費、低所得世帯こども加算給付金事業、翌年度繰越額 2,178 万 7,228 円、財源として、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金 2,178 万 7,228 円。

4 款 1 項住民健康対策費、新型コロナウイルスワクチン接種事業、翌年度繰越額 200 万円、財源として、新型コロナウイルスワクチン接種対策費国庫補助金 179 万 2,000 円、一般財源 20 万 8,000 円。

翌年度繰越額の総額 1 億 3,772 万 7,190 円を令和 6 年度に繰り越すものでございます。

以上、報告でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（松山 力弥） 報告は終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。——質疑なしと認めます。

よって、報告済みといたします。

日程第 2 1. 報告第 3 号

○議長（松山 力弥） 日程第 2 1、報告第 3 号和解及び損害賠償額を決定することの専決処分についてを議題とします。

報告を求めます。諸石総務課長。

○総務課長（諸石 豊） 報告第 3 号和解及び損害賠償額を決定することの専決処分についてでございます。

和解及び損害賠償額を決定することについて、町長の専決処分に関する条例第 1 号及び第 4 号の規定により別紙のとおり専決処分したので、地方自治法第 180 条第 2 項の規定によりこれを報告するものでございます。

議案書の 2 ページをお願いします。

令和 6 年 1 月 25 日午前 8 時 30 分頃に、福岡県立須恵高等学校に自転車で登校中、正門前のグレーチング蓋の上を走行した際に、当該蓋に隙間が生じており、自転車の前輪が隙間に挟まったため転倒し、けが及び自転車が破損した事故につきまして、和解及び損害賠償額を定めたものでございます。

損害賠償の額は 6 万 7,015 円で、和解の内容、損害賠償の相手方は議案書記載のとおりでございます。

本件事故は、町内の道路側溝の不良箇所の確認不足のため、事故現場の状況を把握していなか

ったことが原因により発生したものでございます。

本件は、町道で発生した事故であるため、本来は治療費、慰謝料、物損の全てを町が賠償すべき事案でございますが、判例により町の責任割合が8割であること、高校が加入している保険を適用すれば治療費のみ実費の10割が保険適用できることから、治療費は高校の保険を適用、慰謝料、物損は須恵町の保険を適用する方針で決定いたしました。

この事故に伴います解決金は、事故発生状況と判例により自転車修理費用1万3,893円の8割の1万1,115円と慰謝料の5万5,900円の合計6万7,015円を賠償額といたしました。

相手方との協議が整いましたことから、速やかに和解及び損害賠償を行うため、専決処分をしたものでございます。

賠償金につきましては、須恵町が加入しております全国町村会総合賠償補償保険で全額賠償をしております。

今後におきましては、このような事故がないよう道路管理の徹底をいたしまして、再発防止に努めてまいります。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（松山 力弥） 報告は終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。——質疑なしと認めます。

よって、報告済みといたします。

○議長（松山 力弥） 以上で、本日の議事日程は全て終了しました。

この後、監査委員との打合せ後、11時40分から第1委員会室で、脱炭素推進調査特別委員会を、午後1時から第3委員会室で広報特別委員会を開催しますので、委員の方は御集合ください。

次の本会議は、6月10日午前10時から行います。

本日は、これにて散会いたします。

午前11時27分散会
